

- ④ 養育里親研修を修了した年月日
- ⑤ 一年以内の期間を定めて要保護児童の委託をされることを希望する場合にはその旨
- ⑥ 専門里親の場合にはその旨
- ⑦ その他都道府県知事が必要と認める事項

2 養育里親登録希望者の申請書類等

- 養育里親希望者が提出する申請書に記載する事項は、以下のとおりとする。
 - ① 住所、氏名、性別、生年月日、職業及び健康状態
 - ② 同居人の氏名、性別、生年月日、職業及び健康状態
 - ③ 養育里親研修を修了した年月日又は修了する見込みの年月日
 - ④ 養育里親になることを希望する理由
 - ⑤ 一年以内の期間を定めて要保護児童の委託をされることを希望する場合にはその旨
 - ⑥ 従前に里親（施行日前における里親を含む。）であったことがある者はその旨及び当該登録等が他の都道府県におけるものであった場合には当該都道府県名
 - ⑦ その他都道府県知事が必要と認める事項
- 申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。
 - ① 申請者及びその同居人の履歴書
 - ② 申請者の居住する家屋の平面図
 - ③ 養育里親研修を修了したこと又は修了する見込みであることを証する書類
 - ④ 法34条の15に規定する養育里親の欠格事由に該当しないことを証する書類
 - ⑤ その他都道府県知事が必要と認める書類

3 養育里親のうち、専門里親となることを希望する者の提出する申請書類

- 専門里親を希望する者が提出する申請書に記載する事項は、2に掲げる事項のほか、
 - ① 専門里親の要件の①のイからハまでのいずれかの要件に該当する事実
 - ② 専門里親研修を修了した年月日又は修了する見込みの年月日
 - ③ 専門里親の要件の②の要件に該当する事実
- 専門里親となることを希望する者の申請書は、養育里親登録希望者が申請書に添付する書類の他に、次に掲げる書類を添えなければならない。
 - ① 専門里親の要件の①のイからハのいずれかの要件に該当することを証する書類
 - ② 専門里親研修を修了したこと又は修了する見込みであることを証する書類

4 申請書の受理及び登録の決定

- 都道府県知事は、申請書を受理したときは、養育里親の要件（専門里親については、専門里親の要件）に該当することその他要保護児童を委託する者として適当と認めるものであることを調査して、速やかに、養育里親名簿に登録し、又はしないこと（専門里親については、専門里親として登録すること又はしないこと）の決定を行わなければならない。
- 都道府県知事は、決定を行ったときは、遅滞なく、その旨を当該養育里親希望者

に通知しなければならない。

5 変更等の届出

- 養育里親が次の①から④までに規定する場合のいずれかに該当することとなったときには、①から④までに規定する者は、その日（①の場合にあっては、その事実を知った日）から三十日以内に、その旨を養育里親登録をしている都道府県知事又は当該各号に規定する者の住所地を管轄する都道府県知事に届け出なければならない。
 - ① 死亡した場合 その相続人
 - ② 法第34条の15第1号に該当するに至った場合 その後見人又は保佐人
 - ③ 法第34条の15第2号から第4号までに該当するに至った場合 本人
 - ④ 「経済的に困窮していない者であって、養育里親研修を修了したもの」とする要件に該当しなくなった場合 本人
- 養育里親は、養育里親名簿に記載されている事項について変更が生じたときは、遅滞なく、これを都道府県知事に届け出なければならない。

6 登録の消除等

- 都道府県知事は、次の①から④までのいずれかに該当する場合には、養育里親名簿の登録を消除しなければならない。
 - ① 本人から登録の消除の申し出があった場合
 - ② 5により、5の①から④までに規定する場合のいずれかに該当する旨の届出があった場合
 - ③ 5による届出がなくて5の①から④までに規定する場合のいずれかに該当する事実が判明した場合
 - ④ 不正の手段により養育里親名簿への登録を受けた場合
- 都道府県知事は、次の①②のいずれかに該当する場合には、養育里親名簿の登録を消除することができる。
 - ① 養育里親が法第45条第2項又は第48条の規定に違反した場合
 - ② 養育里親が法第46条第1項の規定により報告を求められて、報告をせず、又は虚偽の報告をした場合
- 都道府県知事は、専門里親として登録を受けていた者が専門里親の要件に該当しなくなったときは、専門里親である旨の記載を消除しなければならない。

7 養育里親名簿の有効期間等

- 養育里親名簿の登録の有効期間（以下「有効期間」という。）は、5年とする。ただし、専門里親としての登録の有効期間については、2年とする。
- 養育里親名簿の登録は、養育里親の申請により更新し、登録の更新を受けようとする者は、都道府県知事が厚生労働大臣が定める基準（告示。別紙3参照）に従い行う研修（以下「更新研修」という。）を受けなければならない。
- 養育里親名簿の登録の更新の申請が行われた場合に、有効期間の満了の日までに都道府県知事が更新研修を実施しないとき又は実施しているが全ての課程が修了していないときは、従前の登録は、有効期間の満了後も都道府県知事が研修を実施し、